

自動車クレジット契約約款(事業者)の改定について

2024年1月4日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車クレジット契約約款（以下「約款」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、約款に定められた契約変更手続きに則り、お客さまとの間の自動車クレジット取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象自動車クレジット

- ①Mμ-way
- ②Mμプラン

2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の約款が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

(1)上記1. ①の Mμ-way(支払額可変型立替払方式)契約条項

※甲：自動車購入販売事業者、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 18 条(費用等の負担)	第 18 条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の丙に対する分割支払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)乙は、乙又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込み)、乙又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、丙に対し別に支払うものとします。	(2)乙が丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を丙が負担または負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のものを、丙に対して支払います。
(3)乙又は連帯保証お申込者は、第2条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、丙に対し別に支払うものとします。	(3)乙は、第2条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、丙に対し別に支払うものとします。
(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。	(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。
(5)乙は、丙が乙又は連帯保証お申込者に対して第7条第(1)項①・⑨号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、丙が乙に対して第7条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(7)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(7)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 20 条(連帯保証お申込者)	第 20 条(連帯保証お申込者)
新設	(6)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第18条が準用されることを承諾します。

(2)上記1. ②の Mμ-プラン(立替払方式)契約条項

※事業者：販売事業者、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第9条(費用等の負担)	第9条(費用等の負担)
(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者及び連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)お申込者は、お申込者又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円(税込み)、お申込者又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、会社に対し別に支払うものとします。	(2)お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担し又は負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のもの、会社に対して支払います。
(3)お申込者又は連帯保証お申込者は、第3条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。	(3)お申込者は、第3条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。
(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。
(5)お申込者は、会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して第6条第(1)項①・⑨号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第6条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(6)お申込者又は連帯保証お申込者が事業者又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(6)お申込者が事業者又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第15条(連帯保証お申込者)	第15条(連帯保証お申込者)
新設	(4)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第9条が準用されることを承諾します。

以上